文教児童委員会資料
平成２８年９月２８日
教育委員会事務局教育総務課

専決処分の報告について

１　事故の発生　　平成２８年４月６日（水）午後４時１５分頃、板橋区立板橋第二中学校校庭において行われていた同校野球部の部活動中、生徒の打ったボールが防球ネットを越え、同校西側に接する公道に停車していた、自動車整備業を営む被害者が車検整備のために預かっていた軽自動車の屋根にあたり、屋根を損傷させた。

２　示談の相手方　　（被害者）

（車両所有者）

３　示談成立年月日　　平成２８年６月２日

４　示 談 金 額　　金８５，１０４円

５　示談の処理　　区は、本事故による損害額に当たる金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者及び区と車両所有者の間に、書面に定めるほか何ら債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

６　支　払　い　　平成２８年６月６日、区は、損害賠償金全額を被害者に支払った。

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。